

令和2年9月2日

申請者 山本啓介

論文題名 A.J.シモンズの哲学的アナーキズムと抵抗の権利

審査員 森村進（主査）、青木人志、但見亮

山本啓介氏の博士学位申請論文は、現代アメリカの政治哲学者 A.J.シモンズの今日に至る約 40 年間にわたる政治的責務（political obligation）論をその発展に即して検討し、「法に服従する一般的な義務がある」という一般に共有された信念を批判する、彼の「哲学的アナーキズム」の長所と短所の両方を明らかにして、プラトンの『クリトン』以来法哲学・政治哲学上の最も重要な問題の一つとなってきた議論をさらに発展させようとするものである。

本論文には、以下のような長所がある。

第一はその問題意識の根源性（ラディカルさ）である。政治的責務論と順法義務（法服従義務）論というテーマについては、本論文でも利用されている横濱竜也と瀧川裕英による近年の日本の著書も含めて多くの議論の蓄積があるが、その多くは初めから人々が特定の国家の国民であるということを当然視して後付け的に政治的責務を正当化しようとする傾向があるのに対して、山本氏はホッブズ、ロック、カントといった近世の哲学者と同様、様々の政治的責務擁護論を原理のレベルに遡って検討した結果それらを斥けている。

第二はその議論の周到さである。山本氏はいかなる議論を検討するにあたって用いる概念と論拠と問題点を正確に示し、しばしば元来の論者よりも議論を明確化させている。たとえば政治的責務と順法義務とは同一視されることが多いが、山本氏は両者間に相違があるとして、たとえ片方が存在しても他方が存在しない可能性を指摘している。

第三はその立場の客観性である。山本氏はシモンズの理論を周到に検討してその多くの立場を補強するが、その一方では、シモンズは国民の一般的な政治的責務を認めないにもかかわらず、抵抗の権利や市民的不服従の権利の行使を制限しようとするという矛盾を抱えていると指摘している。そのため本論文は単なるシモンズの哲学的アナーキズムの解説と展開にとどまらない価値を有する。

本論文にもまだ期待したい点はある。山本氏は上記のようにシモンズの理論に欠点を見出すが、それを克服するような代替案を提出していない。またシモンズの採用する権利基底的アプローチ以外の哲学的アナーキズムとの比較もなされれば有用であろうと思われる。

しかしこのことは山本氏自身自覚して、本論文の最後でも将来の課題としているところで

ある。

以上のような論文の評価と口述試験の結果に基づいて、審査員一同は、申請者山本啓介氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。